

令和8年4月24日

第22回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第22回指宿市農業委員会会議録

1 開催日時及び場所

令和8年4月24日(金) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

1 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について（利用権設定分）

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定について

議案第4号 「農地法第4条の規程による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第5号 「農地法第5条の規程による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第6号 農用地あっせん申出について

その他

1 出席委員

○農業委員

1番 松木茂久	2番 生川裕也	3番 福久迫義隆
	5番 井手康則	6番 西村久則
	8番 石嶺義孝	
10番 内菌光弘	11番 西川路利広	
13番 小荒田大樹	14番 徳留幸信	15番 下川道孝
16番 池田由美子	17番 濱田保	

○農地利用最適化推進委員

20番 川畑淳一	21番 森川泰夫	
23番 前田剛	24番 今村量則	25番 南圭司
26番 京田富久		28番 小村亮太
29番 山下竜一	30番 廣森修	31番 田之上洋人
32番 濱田卓郎	33番 上拂忠	34番 松澤雅人
35番 澤山善治	36番 下吹越浩之	37番 大迫恵太
38番 下吉一宏		

1 小委員長

14番 徳留幸信

1 欠席委員

4番 前田真津美	7番 滝下真弥子	9番 下高原誠
12番 西山昭二	18番 田代繁樹	19番 税田祐子
22番 奥村祐樹	27番 鶴田伸一郎	

1 遅刻委員

32番 濱田卓郎

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する事務局職員

事務局長	小吉建治
主幹兼農地総務係長	林栄作
農地総務係主査	今奈良昂平
主幹兼振興係長	前田昭市
振興担当主幹	富永敏尚
振興係主事	池田恵
主幹兼地域計画係長	向吉真一

1 当議事書記

主幹兼農地総務係長 林 栄 作

1 開会 午後2時00分

事務局 全員、ご起立ください。
一同礼。
指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。
(唱和)
ご着席ください。

議長 ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第22回指宿市農業委員会を開会いたします。
本日の議事録署名委員に「8番委員」と「10番委員」を指名いたします。
早速、議題に入ります。
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。
議案書の1ページをお開きください。
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
以下については、お目通しください。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。
次に、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について、利用権設定分を議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について、利用権設定分は議案書の4ページから9ページまでの19件で、総合計は30筆31,176㎡です。
それでは、議案書の4ページをご覧ください。
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
以下については、お目通しください。
なお、今回の利用権設定分につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われまます。
以上で説明を終わります。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。
それでは、議案第1号のうち、1番については新規就農者に関する案件で、事務局が営農状況等の調査を行っておりますので、事務局に報告を求めます。

事務局

番号1の新規就農者について、事務局で調査を行いましたのでご報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。

申請人は、十数年前から、家業の畜産業を営む傍ら、母の農地を使用貸借し、かぼちゃ栽培を始めて、このたび経営面積が30aを超えたことから新規就農者となりました。

すでに必要最低限の農機具等は所有しており、不足する栽培技術や機械の操作については、知人に教わるとのことで問題はありません。

作業に従事するのは、基本的に妻と2人です。

栽培品目としては、カボチャを中心に、年間販売高120万円を目指しており、今後は、オクラも導入して規模拡大を考えているとのことでした。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

以上で報告を終わります。

議長

ただいま、事務局の報告のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち1番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号の1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち2番についても、新規就農者に関する案件で、事務局が営農状況等の調査を行っておりますので、事務局に報告を求めます。

事務局

番号2の新規就農者につきまして、ご報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。

申請人は、市内の農業法人に勤めていますが、現在、独立して少しずつ農業を始めており、このたび新規就農者となりました。

なお、農業法人は、近々退職するとのことでした。

農機具等は、トラクターや管理機などを所有しており、栽培技術や機械の操作については、農業法人で習得したので問題ありません。

作業に従事するのは、基本的に1人ですが、繁忙期には家族の手伝い

をもらうとのことです。

栽培品目としては、オクラやスナップエンドウを中心に、年間販売高700万円を目指しており、現在の栽培品目で更に技術力を磨いて、反収を上げていきたいとのことでした。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。

以上で報告を終わります。

議長

ただいま、事務局の報告のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち2番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

11番委員

現在の年間販売高は100万円で、申請地を取得した後の年間販売高は700万円となっておりますが、これは施設によるものですか。

事務局

目標額となっております。

議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号の2番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、3番から9ページ19番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

21番委員

申請番号の3番、5番、13番、14番の[REDACTED]に関する情報を教えてください。

事務局

設立年月日は令和3年12月で、野菜や果物、外国の雑貨を販売している会社です。

21番委員

代表者は日本人でしょうか。

事務局

ベトナム人です。

21番委員

資本金は確認されましたか。

事務局

資本金は500万円となっております。

21番委員

在留資格の経営・管理について令和7年10月に法改正があり、これまでの500万円以上から3,000万円以上になりました。

猶予期間は3年で、代表者は3年以内に資本金を3,000万円以上にしないと、滞在資格を失う可能性があります。

議案では、賃借年数5年や10年とあるが、許可することが妥当なのか検討いただきたい。

事務局 今後の経過を見ていきます。

21番委員 この事業については、申請時に外国人である代表者へ直接説明されたのでしょうか。もしくは、通訳者がいたのでしょうか。

事務局 通訳者はおらず、本人に説明しました。

21番委員 代表者が農地中間管理事業の様々な注意事項を理解できるように、事務局から説明していただきたいと思います。

事務局 そのように対応したいと考えております。

21番委員 どのような作物を作るのか。

事務局 事前申出書において、インゲン、オクラ、レモン、グアバ、生姜などを聞き取っております。

21番委員 別な作物を作っている近くにグアバを作ることに問題はないのか。ミバエが発生しやすいのではないか。

事務局 グアバの栽培は福元地区内の山手側を予定しています。隣接する農地は、オクラ、ソラマメ、スナップを作る本件の貸し人の農地もあり、共同作業する仲であります。また、農地を返す場合はグアバを抜根するなどの条件について、お互いに話し合っていることも貸し人から聞き取りをしております。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号の3番から19番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、3番から19番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長 4月9日の転用調査時に、私と16番委員、23番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と一部聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。

1番及び3番から19番は売買、20番と24番は親族への贈与、

21番は子への贈与、22番と25番は知人への贈与で、贈与税に関しては、理解しているとのこと。

また、2番と23番は自作地相互の交換となっております。

いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく周辺への影響はないものと思われま。

最後に、農地法第3条調書及び位置図と字図につきましても、審議資料の3ページから80ページに添付してありますように、今回の案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、農地法第3条調書のとおり、すべての案件が前述の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断いたしました。審議資料等ご参照のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは議案第2号のうち、1番と2番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、32番委員の退席を求めます。

(32番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第2号の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(32番委員の復席を確認)

次に、議案第2号のうち、3番から16ページ25番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

21番委員

3番、5番、17番は、現在の耕作面積が0㎡となっているが、新規就農者でしょうか。

事務局

ここは、システムによって管理されている農地面積が表示されるもので、今回の農家が所有する農地は、本システムに登録されていないところ。

なお、出荷証明書をもって耕作していることを確認しております。

28番委員

3番の譲受人の労力については、法人の代表をしているが、250日は適切なのか。

事務局

本件は、本人の申し出に基づき250日としております。

21番委員 3番の労力250日とは、本人の実働分なのか、雇った人の時間も含めていいのか教えてください。

事務局 本人のみとなります。

36番委員 3番、5番の売買額を教えてください。

議長 売買額については、後ほど事務局へ直接確認してください。
ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第2号の3番から25番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち3番から25番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定についてを、議題といたします。
これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
申請者、土地の所在地、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。
番号1番です。転用目的は飼料保管及び作業場です。
審議資料の81ページをお開きください。
申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ500m離れた農地で、南は市道、それ以外は畑に接しています。
農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、不許可の例外である、農業振興地域整備計画指定用途に該当します。
事業計画者は市内の農家で、現在、申請地に隣接する牛舎で畜産を営んでおり、申請地を取得し飼料の保管及び作業場として整備する計画です。
なお、申請地にはすでに飼料保管用のサイロが設置されているため、始末書が添付されております。
代替地についても検討されていますが、いずれも事業計画を満たすことができず、利用集積や保全面、また一般基準上の問題も特に認められませんでした。
以上、報告のとおり、小委員会では、用途変更もやむを得ないものと判断いたしました。皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。
それでは、議案第3号の用途区分変更申出について、ご審議願います。

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第3号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。

番号1番です。転用目的は山林です。

審議資料の82ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ700m離れた農地で、北は市道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、他のいずれの要件にも該当しない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、耕作者の高齢化に伴い、申請地の茶の木を抜根し、杉の木を植樹して山林にする計画です。

土地の形状については現状のままで、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

14番委員

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。

番号1番です。転用目的は、駐車場です。

審議資料の83ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ280m離れた農地で、東と南は畑、西は宅地、北は県道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地に隣接する農地で耕作しており、これまで近隣の店舗駐車場を利用しておりましたが、今回申請地を駐車場として整備し、利用する計画です。

土地の形状については現状のままで、土留工事を行うことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

次に番号2番です。転用目的は一般住宅です。

審議資料の84ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから東へ300m離れた農地で、南は市道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界にはブロックを積むことか

ら影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番と4番は関連するため、併せて説明いたします。転用目的はいずれも宅地造成です。

審議資料の84ページをお開きください。

申請地は、 から南東へ340m離れた農地で、東は宅地、西と南は市道、北は雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、駅や市街地が近く、住宅建築の需要が見込めることから申請地を取得し、宅地造成のうえ販売する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界にブロックを積むことから、影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番です。転用目的は宅地造成です。

審議資料の85ページをお開きください。

申請地は、 から北西へ230m離れた農地で、東と南は市道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、駅や市街地が近く、住宅建築の需要が見込めることから申請地を取得し、宅地造成のうえ販売する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界にブロックを積むことから、影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

番号6番です。転用目的は、駐車場です。

審議資料の86ページをお開きください。

申請地は、 から東へ130m離れた農地で、東と北は畑、西は雑種地、南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、近隣で建設業を営む法人で、申請地を取得し、従業員の駐車場として整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、よう壁の設置を行うことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

番号7番です。転用目的は、資材置場です。

審議資料の87ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ450m離れた農地で、西は畑及び宅地及び雑種地で、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、近隣で建設業を営む個人で、申請地を取得し、資材置場として整備する計画です。

土地の形状については最高50cmの盛土を行いますが、近隣農地と2mの緩衝地を設けるほか、防護柵の設置も行うことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

以上、7件の申請に対しては、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第5号の1番から20ページ7番まで一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号の1番から7番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。

それでは、議案書の21ページと22ページになります。

議案第6号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。

今日は、売渡申出が6件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下についてはお目通しください。

見取り図、地籍図については、審議資料の90ページから102ペー

ジに掲載しています。
 以上で説明を終わります。
 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
 ただいま、事務局の説明のとおりであります。
 それでは、議案第6号について、ご審議願います。
 ご質疑、ご意見はございませんか。
 「なし」の声あり。
 ご質疑なしと認めます。
 このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出
 されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
 それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。
 議案書は21ページからになります。
 番号1と2は、28番委員、9番委員。
 番号3は、35番委員、15番委員。
 番号4は、24番委員、5番委員。
 番号5は、31番委員、12番委員。
 番号6は、34番委員、14番委員。
 以上、事務局案として提案いたします。
 あっせん委員に選出された委員さんは、相互に連携を取り、あっせん
 活動を行っていただきますようお願いいたします。
 以上で説明を終わります。
 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
 ただいま、事務局案が発表されました。
 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
 (各委員了解あり)
 それでは、議案第6号農用地あっせん申出については、原案のとおり
 承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたしま
 す。
 本日の議題は、これで終了いたしました。
 ほかにございませんか。
 ある2筆の農地の放棄地について、何ができるのか検討していただき
 たい。
 委員会終了後の最適化推進会議で、指宿地区に事務局職員も入って対
 応を協議したいと考えております。また、結果については、次回の委員
 会で、山川地区、開聞地区へも報告したいと考えております。
 ほかにございませんか。
 「なし」の声あり。
 ほかになければ、その他に入ります。

事務局

その他について、事務局に説明を求めます。
その他について、ご説明いたします。
議案書の23ページをお開きください。
その他（議案書の23ページを参照して説明）

1. 4月の行事報告
2. 5月の行事予定
3. その他

議長
委員
議長

ほかにございませつか。

「なし」の声あり。

ほかになつようですつので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第22回指宿市農業委員会を閉会いたします。

事務局

全員ご起立ください。

一同礼。

(閉会 午後3時23分)

指宿市農業委員会会長 松木 茂久

議事録署名委員 8番委員 _____

議事録署名委員 10番委員 _____